

平成26年3月19日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成26年3月19日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 5号 平成26年度寒河江市一般会計予算
- 〃 2 議第 6号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 3 議第 7号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 〃 4 議第 8号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 5 議第 9号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 6 議第10号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 7 議第11号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 8 議第12号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 9 議第13号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 10 議第14号 平成26年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 11 議第15号 平成26年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 12 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 13 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第14 議第16号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第17号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第18号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第19号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第20号 寒河江市地域経済活性化基金条例の制定について
- 〃 19 議第21号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止について
- 〃 20 議第22号 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について
- 〃 21 議第23号 寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止について
- 〃 22 議第31号 寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結について
- 〃 23 請願第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 24 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 25 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第24号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 7 議第 2 5 号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
〃 2 8 議第 2 6 号 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正
について
〃 2 9 議第 2 7 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
〃 3 0 請願第 1 号 要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見
書の提出に関する請願
〃 3 1 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 2 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第 3 3 議第 2 8 号 寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定について
〃 3 4 議第 2 9 号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改
正について
〃 3 5 議第 3 0 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
〃 3 6 請願第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願
〃 3 7 議会案第 2 号 さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定について
〃 3 8 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 9 質疑・討論・採決

- 日程第 4 0 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要
求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 3 5 分

○鴨田俊廣議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月17日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての1案件であります。

追加案件の取り扱いについては、日程第39の後に日程第40で、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**鴨田俊廣議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第1、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から日程第11、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第12、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算、議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月10日、委員16名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

最初に、議第7号、議第8号、議第12号及び議第13号の4案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号、議第6号、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号及び議第15号の7案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対討論です」と呼ぶ者あり）

そのほかに討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「賛成討論です」と呼ぶ者あり）

ほかに討論ありませんか。では、初めに反対討論について遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○**遠藤智与子議員** おはようございます。

私は、日本共産党を代表して議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算に反対の討論を行います。

安倍政権は、年金額を昨年12月支給分から来年にかけて連続して引き下げ、この4月からは消費税税率を5%から8%に引き上げようとしています。

若者を中心に低賃金と無権利の派遣労働や非正規労働が拡大していますが、労働法を改悪し無期限に使用できる制度にしようとしています。賃上げも一部大企業に限定され、一番光を当てなければならぬ中小企業に働く労働者や派遣労働者には及ばないままです。福祉の分野でも、社会保障と税の一体改革の中の介護保険は施設をふやしてほしいと願う国民の声に背を向け、逆に特別養護老人ホームなどへの入所は要介護3以上に限定するとしています。後期高齢者保険料も4月から値上げされ、今後もお引き上げられようとしています。国民健康保険税の税額も国の負担割合が減らされて以降、加入者負担がふえ、尋常でない金額になっており、納付困難世帯が年々増加しています。

地方自治体は、こうした国の悪政から市民の営業や暮らしを守る防波堤の役割を果たすべきだと考えます。

佐藤市長は、今回の予算編成の重点テーマとして6つの課題を掲げています。その中でも子育て

関係の分野での中学校3年までの医療費完全無料化の実現、産業の振興の分野での住宅建築推進事業、リフォームなど補助制度の継続、安全・安心のまちづくりの分野での空き家条例の制定など対策の前進、除排雪活動補助金制度の創設と充実、寒河江市男女共同参画計画案の策定、今年の集中豪雨で生じた村山広域水道の断水を受けて、新たな自己水源の確保と各配水場の連絡管の整備など機敏な対応に私どもといたしましても高く評価するものであります。

一方、以前から指摘しておりますように、西根、柴橋、高松、これら小学校給食の調理業務の民間委託や多額な事業費を投じて入場料無料で開催するゆめタネ@さがえの問題。また、にしね、みなみ、しばはしの各保育所への指定管理者制度の導入などは問題があると考えます。

私どもは、指定管理者制度一般をだめだというつもりはありません。しかし、総務大臣の国会答弁に見られるように、ややもすると指定管理者制度を安上がり行政のために導入することには反対せざるを得ません。ましてや、指定管理者のもとで働く労働者の賃金や身分がどうなっているのか。議会にも示さずに指定するというのは重大な問題があります。何より、未来を担う大切な子供たちには時間もお金もかけて丁寧で育てていく責務が私たちにはあるのではないのでしょうか。また、競争業者の少ない分野への指定管理者制度の導入や、安易に市外の業者を指定管理者に選定することにも反対です。

さらに、自立的な運営が困難に陥っている国保会計への一般会計からの支出をもっとふやすべきこともこの際要請しておきたいと思います。

予算案全体に反対することになりますが、さきに述べましたように、評価すべきものは率直に評価していることを明確にしたいと思います。この討論はさらなる市民本位の市政の前進のための提言と受けとめていただくことをお願いいたしまして反対討論といたします。

○**鴨田俊廣議員** 国井議員に確認しますけれども、第何号議案でしたっけ。国井議員。

〔国井輝明議員 登壇〕

○**国井輝明議員** 議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの平成26年度予算につきましては、市民の多くの幅広い意見を聞きながら5つの施策に重点を置き予算組みされているものと考えます。

1つは、保育サービスの充実や子供の医療費無料化の対象拡大。児童遊具や学校施設の整備充実による安心して子供を産み育てられる環境の整備。

2つ目は、東日本大震災や昨年7月の豪雨災害などの教訓を踏まえた災害に強い安全安心なまちづくり。

3つ目は、紅秀峰やつや姫のブランド化などによる農産物生産体制の強化や中心市街地の活性化を推進していく地域産業の振興。

4つ目は、体育施設の充実による市民の元気づくりや歴史的文化的遺産の保存と情報発信の強化などのスポーツ・文化の振興。

5つ目は、雇用対策を初め、企業を含めた社会全体で子育て世代を支える機運の醸成による働きやすいまちづくりであります。

少子高齢化、人口維持拡大、流動人口の増加、さらには4月1日以降の消費税増税に配慮した予算組みと判断しております。必ずや当市の発展につながるものと確信しております。

以上のようなことから賛成の立場での討論とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第5号、議第6号、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号及び議第15号の7案件を除く、議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算及び議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第12号及び議第13号の4案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第14、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてから日程第23、請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願までの10案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第24、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。
〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕
- 沖津一博総務文教常任委員長** 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第31号及び請願第3号の10案件であります。

審査に入る前に、審査の進行について、議第21号の審査終了後に議第31号の審査を行い、その後議第22号及び23号の審査を行うことについてお諮りし、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「乳幼児訪問ですが、虐待も含め専門員派遣の対応が必要と思うが、その中で親も子も見ると月額6万8,000円となる人はいるのか。ある程度知識、経験も必要と思うが」との問いがあり、当局より「週2回12時間ということで専門指導員は配置するが、保健師、助産婦等が個別案件を指示することになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市地域経済活性化基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この契約での工事の箇所数と、聞こえないところの対応について」との問いがあり、当局より「消防ポールなどを活用して67カ所になります。気象などの条件で聞こえないところも出てくる可能性もあります。その場合、各町会の方に戸別受信機を配付し、すぐに町会長に連絡が入るように対応していきます。緊急エリアメールとか広報車などで対応していきたい」との答弁がありました。

委員より「実際にできた設備を試して状況を見るのか」との問いがあり、当局より「設置した場所の放送試験については、毎日定時に鳴らすということも考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市社会教育委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「任命権者は教育委員会なのか。公募委員を含めて何名を予定しているのか」との問いがあり、当局より「任命権者は教育委員会です。委員は公募委員を含め15名前後を考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記より請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「昨年12月に法律になった。1年かけて7人のメンバーがきちんと作り上げるということになっている。その中で、国民の生命財産を守るという意味からも特定秘密の保護に関する法律に反対するということはないと思う」との請願意見への反対意見がありました。

また、「民主国家にはあり得ない法律だと思っている。政権与党の中にも反対する意見もある。私たちの集会も保障されなくなる」との請願賛成意見がありました。

討論に入り、委員より「諮問会議ということで、その諮問会議のメンバーもいろいろな角度から審議されると聞いている。この特定秘密保護法案については、国及び国民の生命財産を守るという観点からこの請願には反対します」との趣旨の反対討論がありました。

また、委員より「この法案は都合の悪いものは皆秘密にされ、民主国家にはあり得ない法律だ。原発の情報なども公表したくないとなれば皆ブラックボックスに入れられる」という趣旨の請願への賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第3号は可否同数のため委員長採決により不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○**川越孝男議員** 今の委員長報告で、請願第3号の関係でありますけれども、委員長報告ですと賛否同数だったと、そして委員長の判断で不採択にしたということでもありますけれども、やはりこの審査をする中で、国民の7割以上が懸念をしているという世論調査も出ているわけでもあります。そう

したときに、やはり早急に結論出すでなくて、こういう心配があるのだとすれば、この請願については継続をすべきという意見などは出なかったのかどうかということが1つ。

それから、委員長がこういう国民の7割以上が懸念を持っている案件に不採択とした考え方をお聞かせをいただきたいと思います。以上、2点お尋ねいたします。

○鴨田俊廣議長 沖津委員長。

○沖津一博総務文教常任委員長 委員会の中では継続という話は出ませんでした。

私の考えとしては、諮問会議などもこれからきちっとつくってしていくということでありまして、何もかにもが秘密になるとは考えておりませんでしたので、拒否をしたところでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 したがって、私、そういう委員会審査の中でも賛否同数、そして今委員長からありましたように国の中でも1年間で決めていくという、7人のメンバーで協議をしていると、こういう状況からすれば委員長としては当然国の動向も見守りながら請願についての議会の判断はするという立場をとるべきでなかったかと、私は思いますということを申し上げておきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第19号及び請願第3号を除く、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第17号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、議第18号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議第20号寒河江市地域経済活性化基金条例の制定について、議第21号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止について、議第22号寒河江市社会教育委員条例の一部改正について、議第23号寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止について及び議第31号寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第16号、議第17号、議第18号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号及び議第31号の8案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第26、議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから日程第30、請願第1号要支援者への予防給付を市町村事業に移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願までの5案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第31、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

- 阿部 清厚生常任委員長** 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号及び請願第1号の5案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「季節加算について、9月の残暑厳しいときや4月などの季節加算から外れているときには冷暖房ができないのか」との問いがあり、当局より「基本的には条例で期間を定めていますので、期間が過ぎればそれ以外は冷暖房をつけないのが普通ですが、イベントなど特に必要な場合、4月とか9月は条例上料金を徴収できないので料金をいただかないで対応していくこととなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「対象になる高齢者は何人いるのか」との問いがあり、当局より「ことし1月1日現在で100歳該当者は15名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会委員の定数等を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「平成18年に制定された障害者自立支援法が改正され、今回障害程度区分から障害支援区分に名称が変わる理由についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「障がいの程度を示すものと混同され、わかりづらいので支援の度合いを示すという本来の目的に合った名称にすることが理由となっています」との答弁がありました。

委員より「障害程度区分判定審査会に関して、審査会に係る対象人数と決定の有効期間はどのようにしているのか」との問いがあり、当局より「平成25年度において、3月までで72件審査対象となっています。有効期間は、審査会において本人の状況を踏まえて1年から3年の間で決定します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「現在、寒河江市に避難している方の対象人数と市民浴場の利用者について伺いたい」との問いがあり、当局より「現在、本市に避難されている方は3月6日現在226名であり、市民浴場の利用者については、平成25年4月から平成26年1月までで4,037名の方に利用いただいております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より「寒河江市では、介護を受けなくてもいい独自の事業を展開しています。要介護1、2の部分では要介護にさせないために非常に役に立つ取り組みをして、効果もあります。要介護1、2の部分についても市町村の力量により差が出ないように介護保険できちっとやっていくことが必要です。請願書を提出されている方の願意は極めて妥当だと思いますので、賛成します」との意見がありました。

委員より「社会保険給付措置の中で、多様なサービスの提供は自分で選択できる利点があります。今回始まるポイント制などを使いながら介護状態にならないためのサービスを取り入れ、元気なお年寄りをつくる狙いもあります。これからの高齢化社会を考えると、願意は妥当でないということで反対します」との意見がありました。

委員より「介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、介護給付というだけでなく総合事業の中で訪問型、通所型サービス、また栄養改善指導などが含まれています。元気なうちに介護予防につ

なれば社会参加、社会的役割を持つことができ、生きがいや介護予防につながる趣旨からすれば請願書の願意には賛成できないので反対です」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第1号は賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く、議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第25号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について及び議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第24号、議第25号、議第26号及び議第27号の4案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第33、議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定についてから日程第37、議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についての5案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第38、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

○杉沼孝司建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第28号、議第29号、議第30号、請願第2号及び議会案第2号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「今の経済情勢は非常にいい傾向だと言われておりますが、地方にはさほど影響がないと実感している。新たな労働法、ルールを改悪しようという動きがあり、ますます状況悪化が進んでいくようになっては困ると思いますので、願意妥当です」との意見がありました。

委員より「一方的に改悪と決めつけるところに非常に抵抗を感じる。これは労働者側の一方的な解釈であって、必ずしも改悪と決めつけるのはいかなものかだと思いますので、反対です」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択すべきものと決しました。

次に、議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についてを議題とし、議案説明の省略を図り、審査に入りました。

委員より「反対とかではなく、もう少し市民の意見を聞く時間が欲しいと思っている。継続審査にされるようお願いしたい」との意見がありました。

委員より「問題が出てくれば出てきた段階で検討してよいのではないかと思う。また、寒河江には蔵元が3つもあり、いろんな焼酎やワインなどもつくられている。そういうまちであるので、ぜひ賛同していただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。
以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第30号、請願第2号及び議会案第2号の3案件を除く、議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定について及び議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第28号及び議第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の 閉会中における委員会調査申出並 びに委員派遣承認要求について

○鴨田俊廣議長 次に、日程第40、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時36分

○鴨田俊廣議長 これにて平成26年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。